

佐倉市議会政務活動費の取り扱いに関する基準

平成14年4月1日制定

最終改正平成28年7月1日

1 政務活動費の用途

(1) 政務活動費は、次の経費に使用することができる。

項 目	内 容	主 な 例
調査研究費	会派及び議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究又は調査委託に関する経費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、旅費等
研 修 費	会派及び議員が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、参加負担金、文書通信費、旅費等
広 報 費	会派及び議員が行う政務活動又は市政について住民に報告するために要する経費	広報紙・報告書等印刷費、文書通信費、新聞折込料、会場費等
広 聴 費	会派及び議員が行う住民からの市政又は会派及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
要請・陳情活動費	会派及び議員が要請又は陳情の活動を行うために要する経費	資料印刷費、文書通信費、交通費等
会 議 費	会派及び議員が行う各種会議又は団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費	会場費、資料印刷費、文書通信費、参加負担金、旅費等
資料作成費	会派及び議員が行う政務活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等
資料購入費	会派及び議員が行う政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料、定期刊行物購読料、有料データベース利用料等
人 件 費	会派及び議員が行う政務活動を補助する職員の雇用に要する経費	給料、手当、賃金等

事務所費	会派及び議員が行う政務活動に必要な事務所の設置又は管理に要する経費	事務所の賃借料(礼金、敷金は含まない)、維持管理費
事務費	上記以外で、会派及び議員が行う政務活動に必要な事務に関する経費	事務用消耗品、事務機器購入、リース代、インターネット使用料等

(2) 政務活動費は、次の経費に使用することができない。

ア 交際費的な経費

(例) 餞別、慶弔、寸志、病氣見舞、慶弔電報、年賀状(購入及び印刷代金)、名刺印刷代金

イ 政党本来の活動に属する経費

(例) 党費、党大会賛助費、党大会参加費、党大会参加のための旅費

ウ 選挙活動に伴う経費

エ 会議に伴う食事以外の飲食、遊興の経費

オ レクリエーション等の経費

カ 後援会活動に伴う経費

2 政務活動費の保管及び経理

(1) 各会派及び議員は、政務活動費の保管状況を明確にするとともに、その経理については、次に定めるところにより処理するものとする。

ア 支出の決定は、代表者が行う。

イ 出納は、会派の代表者の承認を得て、経理責任者が行う。

ウ 支出に当たっては、領収書を徴すること。ただし、やむを得ない理由により領収書を徴することができないときは、会派の代表者発行の支払い証明書をもってこれに代えることができる。

エ 政務活動のため市内出張等において自家用車両を使用した場合には、出張報告書を作成し、「職員の旅費に関する条例(昭和30年12月1日佐倉市条例第9号)」に準じ、車賃を算出することで領収書に代えることができる。

オ 政務活動費の出納のみを行うための会派名義の預金口座及び経理簿を備える。

カ 経理責任者は、所要の帳簿及び証書類等を整理保管する。

3 備品の取り扱い

(1) 備品の取り扱いについては、次のとおりとする。

ア 政務活動費を使用し購入できる備品は、会派及び議員の調査研究 その他の活動に要する共通使用の事務用備品に限るものとする。

(例) パソコン(タブレット型PC含む)、電卓、電動鉛筆削り、大型ホチキス等

イ 次に類するものは対象とならない。

(ア)テレビ、ビデオ、家具類(ロッカー等を含む)

(イ)会派室を利用する場合は、設置に工事等が必要となるもの

(ウ)その他、会派室等の管理上支障が考えられるもの

ウ 備品の管理は会派及び議員が行うことを原則として、耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する大蔵省令で定める年数)内での買い換えは、特別な理由がない限りできないものとする。

エ 購入できる備品は、単年度で支払いができるものを対象とし、年度を越える分割購入でないものとする。

オ 備品購入に際しては、政務活動費のみで購入できることを条件とし他の資金を併用して購入することはできない。

カ 備品を購入した場合は、事務局が管理する備品管理カードに登録するものとする。

キ 会派及び議員は、耐用年数を経過した備品について、これを廃棄しようとするときは、事務局に申し出を行い、備品移動届を提出するとともに、その処理について協議するものとする。

ク 耐用年数を経過しない備品については、特別な理由がない限り、これを廃棄することはできない。

ケ 購入した備品は、議員の任期が満了したとき、辞職したとき、又は議会の解散により会派が消滅したときは、その時点で事務局の管理するところとなる。ただし、議員の任期の開始後、同一議員及び同一の会派を結成したときは、備品を引き継ぐことができるものとする。

コ 購入した備品は、会派が解散した場合、その時点で事務局の管理するところとなる。ただし、会派内の協議により、会派の構成員であった議員が新会派又は他会派において引き続き使用する場合は、事務局に申し出を行い、備品管理カードに管理の移動手続きを行うものとする。

サ 事務局は、会派又は議員から管理が移った備品について、これを必要とする会派又は議員に貸し出すことができる。

シ 事務局は、会派又は議員から管理が移った備品を貸し出す場合は、貸出カードに記載し、管理するものとする。

ス 事務局は、議員の任期満了時又は辞職時において、引き継ぐ会派がない備品を、耐用年数、減価償却等を考慮し、当該議員に払い下げることができるものとする。また、払い下げ価格の算出方法は、次の算定式によるものとする。

『払い下げ価格』=『1か月当りの減価償却額』×『耐用年数の残存月数』

* 1か月当りの減価償却額=「購入価格」÷「耐用年数(月数換算)」

* 1か月に満たない残存月数は切り上げる。円未満の端数は切り上げる。

セ この基準の適用前に購入された備品については、この基準において継承し、引き続き管理するものとする。

ソ その他、この基準に定めのない事項については、関係する法令等に準ずるものとする。

附 則

この基準は、平成14年4月1日より適用する。

附 則(平成15年6月16日)

この基準は、平成15年度支出分政務調査費より適用する。

附 則(平成20年10月1日)

この基準は、平成20年度10月1日支出分政務調査費より適用する。

附 則(平成25年3月1日)

この基準は、平成25年度支出分政務活動費より適用し、改正前に佐倉市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、従前の例による。

附 則(平成28年7月1日佐議決裁第188号)

この基準は、平成28年度支出分政務活動費から適用する。